

## 告示

### 埼玉県告示第九十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 知事指定薬物

- イ エチル||二|「一|（五|フルオロペンチル）|一|H|インダゾール|三|カルボキサミド」|三・三|ジメチルブタノアート（通称名五F|EDMB|P I N A C A）及びその塩類
- ロ メチル||「一|（四|フルオロベンジル）|一|H|インドール|三|カルボキサミド」|三|メチルブタノアート（通称名A M B|F U B I C A・M M B|F U B I C A）及びその塩類
- ハ （八R）|一|（シクロプロパンカルボニル）|N・N|ジエチル|六|メチル|九・十|ジデヒドロエルゴリン|八|カルボキサミド（通称名一c P|L S D）及びその塩類
- ニ メチル||三|メチル|二|「一|（ペント|四|エン|一|イル）|一|H|インドール|三|カルボキサミド」|ブタノアート（通称名M M B|〇二二・A M B|四 e n|P I C A・M M B|四 e n|P I C A）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

令和三年一月二十三日